

◎新潟県告示第1407号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
五十嵐川漁業協同組合（三条市高岡651）
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第12条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク</p> <p>(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域</p> <p>(3) 期間 <u>令和4年1月1日から令和4年12月31日まで</u></p> <p>(4) 濃密放流する魚種 ヤマメ、イワナ</p> <p>(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ</p> <p>(6) 料金 日券2,000円 年券10,000円</p>	<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第12条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク</p> <p>(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域</p> <p>(3) 期間 <u>令和3年1月1日から令和3年12月31日まで</u></p> <p>(4) 濃密放流する魚種 ヤマメ、イワナ</p> <p>(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ</p> <p>(6) 料金 日券2,000円 年券10,000円</p>

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和4年1月1日